

# 地域優良賃貸住宅制度の概要

## 1. 目的

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行う。〔地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号）〕

## 2. 制度概要

### ① 整備（建設、改良等）に対する国の助成

○ 地方公共団体が事業主体に助成する費用（住宅の整備費の1/6等）の概ね45%について、社会資本整備総合交付金により助成を行う。

○ 以下に掲げる者のうち、収入分位が原則として70%（月収38.7万円）以下の者を入居対象とする。

- ・高齢者世帯 ・障害者等世帯 ・子育て世帯
- ・地域住宅計画に掲げる者（地方公共団体の裁量で定めることが可能）

### ② 家賃低廉化に対する国の助成

○ 以下の者が入居する地域優良賃貸住宅を対象として、地方公共団体が事業主体に対して行う家賃低廉化のための助成に係る費用（上限：1世帯当たり4万円/月）の概ね45%について、社会資本整備総合交付金等により助成を行う。

i) 収入分位 0～40%（月収 214,000円以下）である以下の世帯

- ・高齢者世帯 ・障害者等世帯
- ・小学校卒業前の子どもがいる世帯 等

ii) 収入分位 0～25%（月収 158,000円以下）の世帯

## 3. 整備実績（平成24年度）

一般型（特優賃等） … 136,426戸

高齢者型（高優賃等） … 38,506戸

※ 地域優良賃貸住宅は、平成22年度以前においては、入居者の属性に応じて、それぞれ「一般型」と「高齢者型」として運用されてきたため、上記の実績値は従前の分類に従って計上している。

